

中国の商標法及び不正競争防止法の2019年改正

遠藤 誠¹

I はじめに

2019年4月23日、全国人民代表大会常務委員会は、「商標法」、「不正競争防止法」等8つの法律の改正を公布した²。今回公布された第四次改正「商標法」は2019年11月1日に施行されることとされ、また、第二次改正「不正競争防止法」³は2019年4月23日に施行された。言うまでもなく、「商標法」及び「不正競争防止法」は、知的財産法分野において極めて重要かつ基本的な法律であり、日本企業への影響も大きい。

そこで、本稿では、中国の商標法及び不正競争防止法の2019年改正の内容及び留意点等について解説することとする。

II 商標法

1 総説

今回の商標法の第四次改正の背景としては、長年にわたる商標出願の増加に伴い、商標の悪意による取得や不使用商標の蓄積が益々顕著になってきており、商標出願に要する手続の煩雑さや期間の長さが商標登録の効率性に対する事業者の要求に応じることができていないこと等がある。そのため、今回の商標法の第四次改正は、科学的かつ効率的な商標登録体系を構築すること、商標登録に関する法制度による障害を低減すること、商標の悪意による取得や不使用商標の蓄積を抑止すること等を目指している。とくに、改正前の商標法では、他人の商標・ブランドにフリーライド（ただ乗り）する悪意出願に対する規制については明確に定められていたものの、不使用商標の蓄積を目的とする出願については原則的な規定しか定められていなかったことから、今回の商標法の第四次改正では、悪意出願の規制とともに、使用を目的としない悪意のある商標登録出願を抑止し、使用を目的とする商標登録出願の制度の構築を目指している⁴。

今回の商標法の第四次改正の新旧対照表（抄録）は、表1のとおりである。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2019-04/23/content_2086193.htm

³ 中国語原文では「反不正当競争法」。以下同じ。

⁴ http://www.stdaily.com/sipo/sipo/2019-05/10/content_765461.shtml

表1 中国商標法新旧対照表（抄録）

旧法（2013年第三次改正）	新法（2019年第四次改正）
<p>第4条（商品商標及び役務商標の登録出願）</p> <p>自然人、法人又はその他の組織は、生産経営活動において、その商品又は役務に対して商標専用権を取得する必要があるときは、商標局に商標登録を出願するものとする。</p> <p>（第2項は省略）</p>	<p>第4条（商品商標及び役務商標の登録出願）</p> <p>自然人、法人又はその他の組織は、生産経営活動において、その商品又は役務に対して商標専用権を取得する必要があるときは、商標局に商標登録を出願するものとする。<u>使用を目的としない悪意のある商標登録出願は、これを拒絶するものとする。</u></p> <p>（第2項は省略）</p>
<p>第19条（商標代理機構の義務）</p> <p>（第1項及び第2項は省略）</p> <p>商標代理機構は、委託者の登録出願する商標が本法第15条及び第32条に定める情況に属することを知り又は知るべきときは、その委託を引き受けはならない。</p> <p>商標代理機構は、その代理サービスをする商標登録出願のほかに、その他の商標を登録出願してはならない。</p>	<p>第19条（商標代理機構の義務）</p> <p>（第1項及び第2項は省略）</p> <p>商標代理機構は、委託者の登録出願する商標が本法<u>第4条</u>、第15条及び第32条に定める情況に属することを知り又は知るべきときは、その委託を引き受けはならない。</p> <p>商標代理機構は、その代理サービスをする商標登録出願のほかに、その他の商標を登録出願してはならない。</p>
<p>第33条（異議申立）</p> <p>初期査定公告された商標に対しては、公告日から3か月以内に、本法第13条第2項及び第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定の違反であると判断する先行権利者（原文は「在先権利人」）、利害関係者、又は本法第10条、第11条、第12条の規定の違反であると判断する如何なる者は、商標局に異議を提出することができる。公告期限を満了しても異議が無かったときは、登録を許可し、商標登録証を発給し、且つ公告をする。</p>	<p>第33条（異議申立）</p> <p>初期査定公告された商標に対しては、公告日から3か月以内に、本法第13条第2項及び第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定の違反であると判断する先行権利者（原文は「在先権利人」）、利害関係者、又は本法<u>第4条</u>、第10条、第11条、第12条、<u>第19条第4項</u>の規定の違反であると判断する如何なる者は、商標局に異議を提出することができる。公告期限を満了しても異議が無かったときは、登録を許可し、商標登録証を発給し、且つ公告をする。</p>
<p>第5章 登録商標の無効宣告</p> <p>第44条（絶対的無効理由による無効宣告）</p> <p>既登録商標が本法第10条、第11条、第12条の規定に違反し、又は欺罔的手段若しくはその他の不正な手段により登録を得たときは、</p>	<p>第5章 登録商標の無効宣告</p> <p>第44条（絶対的無効理由による無効宣告）</p> <p>既登録商標が本法<u>第4条</u>、第10条、第11条、第12条、<u>第19条第4項</u>の規定に違反し、又は欺罔的手段若しくはその他の不正な手段によ</p>

<p>商標局は、その登録商標の無効を宣告する。他の単位又は個人は、商標評審委員会にその登録商標の無効宣告を請求することができる。</p>	<p>り登録を得たときは、商標局は、その登録商標の無効を宣告する。他の単位又は個人は、商標評審委員会にその登録商標の無効宣告を請求することができる。</p>
<p>(第2項及び第3項は省略)</p>	<p>(第2項及び第3項は省略)</p>
<p>第63条（損害賠償金額の算定方法）</p> <p>商標専用権侵害の賠償金額は、権利者が被侵害により受けた実際の損失に基づき確定する。実際の損失を確定することが困難であるときは、侵害者が侵害により得た利益に基づき確定することができる。権利者の損失又は侵害者の得た利益を確定することが困難であるときは、当該商標許諾使用費の倍数を参照して合理的に確定する。悪意の商標専用権侵害に対しては、情状が重いときは、上述の方法に基づき確定した金額の1倍以上<u>3</u>倍以下で賠償金額を確定することができる。賠償金額は、権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含まなければならぬ。</p>	<p>第63条（損害賠償金額の算定方法）</p> <p>商標専用権侵害の賠償金額は、権利者が被侵害により受けた実際の損失に基づき確定する。実際の損失を確定することが困難であるときは、侵害者が侵害により得た利益に基づき確定することができる。権利者の損失又は侵害者の得た利益を確定することが困難であるときは、当該商標許諾使用費の倍数を参照して合理的に確定する。悪意の商標専用権侵害に対しては、情状が重いときは、上述の方法に基づき確定した金額の1倍以上<u>5</u>倍以下で賠償金額を確定することができる。賠償金額は、権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含まなければならぬ。</p>
<p>(第2項は省略)</p>	<p>(第2項は省略)</p>
<p>権利者が被侵害により受けた実際の損失、侵害者が権利侵害により得た利益、登録商標許諾使用費を確定することが困難であるときは、人民法院により、権利侵害行為の情況に基づき、<u>300</u>万元以下の賠償を与える判決をする。</p>	<p>権利者が被侵害により受けた実際の損失、侵害者が権利侵害により得た利益、登録商標許諾使用費を確定することが困難であるときは、人民法院により、権利侵害行為の情況に基づき、<u>500</u>万元以下の賠償を与える判決をする。</p>
	<p>人民法院は、商標紛争事件を審理するにあたって、権利者の請求に基づき、登録商標を冒用⁵する商品について、特別な状況を除き、破棄を命じる。主に登録商標の冒用商品の製造に用いられる材料・工具について破棄を命じ、且つ補償しない。又は特別な状況において、上述した材料・工具のビジネスチャネル</p>

⁵ 中国語原文では「假冒」。以下同じ。

	<p>⁶への投入禁止を命じ、且つ補償しない。 <u>登録商標の冒用商品は、冒用商標を除去しただけでは、ビジネスチャネルに投入してはならない。</u></p>
第68条(商標代理機構に対する処罰等) 商標代理機構に以下に掲げる行為の一つがあるときは、工商行政管理部門により期限を定めて是正を命じ、警告を発し、1万元以上10万元以下の過料に処する。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し警告を発し、5千元以上5万元以下の過料に処する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。 (第1号及び第2号は省略) (3)本法第19条第3項、第4項の規定に違反したとき。 (第2項及び第3項は省略)	第68条(商標代理機構に対する処罰等) 商標代理機構に以下に掲げる行為の一つがあるときは、工商行政管理部門により期限を定めて是正を命じ、警告を発し、1万元以上10万元以下の過料に処する。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し警告を発し、5千元以上5万元以下の過料に処する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。 (第1号及び第2号は省略) (3)本法 <u>第4条</u> 、第19条第3項、及び第4項の規定に違反したとき。 <u>(4)悪意のある商標登録出願については、情状に基づき、警告・過料等の行政処罰を下す。</u> <u>悪意のある商標訴訟については、人民法院が法により処罰を下す。</u> (第2項及び第3項は省略)

2 悪意のある商標出願行為に対する規制

改正後の商標法4条には、「使用を目的としない悪意のある商標登録出願は、これを拒絶するものとする。」という内容が追加された。

悪意のある商標登録出願行為⁷には、例えば、多数の販売用商標の蓄積、他の事業者による既存市場又は新規市場での適切な事業運営に対する妨害、特定の権利保有者への脅迫、他人の営業上の信用にフリーライド(ただ乗り)して需要者の誤認混同を引き起こすこと等の場合が含まれると解されている⁸。

従来の商標法では、「使用の目的」が商標出願の要件とされていなかったため、商標出願時ににおいては「使用の目的」の有無は審査されず、商標登録異議、3年不使用に基づく取消し又は無効審判が請求された場合にのみ、「使用の目的」が審理の参考にされた。今回の法改正

⁶ 中国語原文では「商业渠道」。以下同じ。

⁷ 中国で出願・登録された商標は、「中国商標網」(URLは下記のとおり)というウェブサイトにおいて、検索することができる(日本からも無料・無登録で利用可能である)。

<http://sbj.cnipa.gov.cn/sbcx/>

⁸ <http://ip.people.com.cn/n1/2019/0510/c179663-31077550.html>

により、商標出願人は、「実際の使用」又は「誠実な使用の意図」を証明できる証拠の提出が必要とされるとの見解がある⁹。他方では、悪意のある出願行為でなければ、「使用の目的」を有しない商標でも登録できるとの見解もある¹⁰。後者の見解によれば、悪意のある商標登録出願行為は改正後の商標法4条により規制されるのに対し、「使用の目的」も「悪意」もない商標登録は同法49条2項（3年不使用商標の取消）により規制されるということになると思われる。

なお、「全国人民代表大会 憲法・法律委員会」による改正案に関する審議結果の報告¹¹によると、当初の商標法の改正案においては、「使用を目的としない商標登録出願は拒絶されるものとする。」という内容が規定されていた。しかし、一部の委員により、既に商標を登録し実際に登録商標を使用している企業が防衛の目的で関連商標を出願することを、一律に拒絶することは適当ではないと主張されたため、結局、「使用を目的としない悪意のある商標登録出願は拒絶されるものとする。」という内容に変更された。そのため、改正後の当該規定は、企業による防衛目的での商標登録出願行為に与える影響はほとんどないと考えられる。ちなみに、防衛目的で商標登録出願を行った場合は、「誠実な使用の意図」があると認定すべきであるという指摘もある¹²。但し、大量かつ不使用の「防衛商標」を登録できたとしても、登録してから3年間継続して使用していない場合は、当該商標は取り消される可能性があることに留意が必要である。

また、改正後の商標法19条3項には、「商標代理機構は、委託者の登録出願する商標が『使用を目的としない悪意のある商標登録出願』に属することを知り又は知るべきときは、その委託を引き受けはならない。」という内容を追加し、悪意のある商標登録出願行為を防ぐため、商標代理機構に対しても義務を負わせる。

改正後の商標法68条1項3号によると、悪意のある商標出願行為を行った商標代理機構や、「使用を目的としない悪意のある商標登録出願」に属することを知り又は知るべきであるのに、委託を引き受ける等した商標代理機構に対し、処罰を下すこととしている。また、改正後の商標法68条1項4号によると、悪意のある商標登録出願については、警告・過料等の行政処罰を下し、また、悪意のある商標訴訟については、人民法院が法により処罰を下すこととされた。

改正後の商標法33条によると、いかなる者も、使用を目的としない悪意のある商標出願であることを理由として、商標局に対し、異議申立を行うことができる。また、改正後の商標法44条によると、使用を目的としない悪意のある商標出願が登録された場合、商標局に対し、無効宣告請求を行うことができる。

9 <http://ip.people.com.cn/n1/2019/0510/c179663-31077550.html>

10 <http://ip.people.com.cn/n1/2019/0517/c179663-31090052.html>

11 「全国人民代表大会 憲法・法律委員会」による《<中華人民共和國建築法>等8つの法律の改正案（草案）》に関する審議結果の報告。

http://www.npc.gov.cnnpc/xinwen/2019-04/23/content_2086187.htm

12 <http://ip.people.com.cn/n1/2019/0510/c179663-31077550.html>

3 商標専用権侵害行為者の責任の厳格化

改正前の商標法 63 条 1 項によると、情状の重い悪意の商標専用権侵害者に対しては、①権利者が被った損失、②侵害者が得た利益、又は③商標許諾使用費の倍数を参照して合理的に確定した額という 3 つの方法に基づき確定した金額の 1 倍以上「3 倍」以下で（懲罰的）損害賠償額を確定することができるとされていたが、改正法により、上記の「3 倍」が「5 倍」に変更された。また、権利者が被った損失、侵害者が得た利益、及び登録商標許諾使用費を確定したいときは、法院が、侵害行為の状況に基づき、「300 万」人民元以下の賠償を与えるものとされていたが、改正法により、上記の「300 万」が「500 万」に変更された。

さらに、改正前の商標法では、登録商標の冒用商品についての処理は明確に規定されておらず、冒用商標を除去すれば商品の流通は許されるとされていた。改正後の商標法 63 条 4 項は、法院は、権利者の請求により、原則として、登録商標を冒用する商品の廃棄を命じなければならない（補償なし）ものとし、また、その商品の製造に用いられる材料・工具についての廃棄を命じ、又は特別な状況の場合には、その材料・工具のビジネスチャネルへの投入禁止を命じる（補償なし）ものとした。また、改正後の商標法 63 条 5 項によると、登録商標の冒用商品は、冒用商標を除去しただけでは、ビジネスチャネルに投入してはならないとされている。これらの改正により、冒用商品を再購入し又は違法に冒用商品を回収し、冒用商標を付け直して再販売する行為を抑止することが図られている。

III 不正競争防止法

1 総説

今回の不正競争防止法の第二次改正は、営業秘密の保護強化のために行われたものである。

今回の不正競争防止法の第二次改正の新旧対照表（抄録）は、表 2 のとおりである。

表 2 中国不正競争防止法新旧対照表（抄録）

旧法（2017年第一次改正）	現行法（2019年第二次改正）
<p>第9条（営業秘密侵害行為）</p> <p>事業者は、次の各号に掲げる営業秘密を侵害する行為を実施してはならない。</p> <p>(1) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、又はその他の不当な手段によって、権利者の営業秘密を取得すること。</p>	<p>第9条（営業秘密侵害行為）</p> <p>事業者は、次の各号に掲げる営業秘密を侵害する行為を実施してはならない。</p> <p>(1) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、<u>電子的侵入</u>¹³、又はその他の不当な手段によって、権利者の営業秘密を取得すること。</p>

¹³ 中国語原文では「電子侵入」。以下同じ。

<p>(2) 前号の手段によって取得した権利者の営業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用を許諾すること。</p> <p>(3) <u>約定</u>に違反し、又は権利者の営業秘密の保持に関する要求に違反し、それが保持する営業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用を許諾すること。</p> <p>営業秘密権利者の従業員、前従業員、又はその他の単位、個人が前項に掲げた違法行為を実施したことを明らかに知り、又は知っているべき第三者が、なお当該営業秘密を取得し、開示し、使用し、又は他人に使用を許諾した場合、営業秘密を侵害したとみなす。</p> <p>本法にいう営業秘密とは、公知ではなく、商業的価値を有し、且つ権利者が相応の秘密保持措置を講じた技術情報及び経営情報をいう。</p>	<p>(2) 前号の手段によって取得した権利者の営業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用を許諾すること。</p> <p>(3) <u>秘密保持義務</u>に違反し、又は権利者の営業秘密の保持に関する要求に違反し、それが保持する営業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用を許諾すること。</p> <p><u>(4) 秘密保持義務、又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反するよう他人を教唆、誘導、幫助し、権利者の営業秘密を取得し、開示し、使用し、又は他人に使用を許諾すること。</u></p> <p><u>事業者以外のその他の自然人、法人、及び非法人組織が前項に掲げた違法行為を実施した場合、営業秘密を侵害したとみなされる。</u></p> <p>営業秘密権利者の従業員、前従業員、又はその他の単位、個人が第1項に掲げた違法行為を実施したことを明らかに知り、又は知っているべき第三者が、なお当該営業秘密を取得し、開示し、使用し、又は他人に使用を許諾した場合、営業秘密を侵害したとみなす。本法にいう営業秘密とは、公知ではなく、商業的価値を有し、且つ権利者が相応の秘密保持措置を講じた技術情報、経営情報等の商業情報をいう。</p>
<p>第4章 法律責任</p> <p>第17条（損害賠償）</p> <p>(第1項及び第2項は省略)</p> <p>不正競争行為により損害を被った事業者の賠償金額は、それが権利侵害されたことにより被った実際の損失に基づいて確定する。実際損失の計算が難しい場合、権利侵害者が権利侵害により取得した利益に基づいて確定する。賠償金額は、事業者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を</p>	<p>第4章 法律責任</p> <p>第17条（損害賠償）</p> <p>(第1項及び第2項は省略)</p> <p>不正競争行為により損害を被った事業者の賠償金額は、それが権利侵害されたことにより被った実際の損失に基づいて確定する。実際損失の計算が難しい場合、権利侵害者が権利侵害により取得した利益に基づいて確定する。<u>事業者が悪意をもって営業秘密を侵害する行為を実施し、情状が重大である場</u></p>

含むものとする。	<p>合、上述した方法に基づいて定めた金額の<u>1倍以上5倍以下</u>にて賠償額を確定することができる。賠償金額は、事業者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含むものとする。</p> <p>事業者は、本法第6条、第9条の定めに違反し、権利者が権利侵害されたことにより被った実際の損失、権利侵害者が権利侵害したことにより取得した利益の確定が難しい場合、人民法院は、権利侵害行為の状況に基づき、権利者に<u>300</u>万元以下の賠償を行うよう判決する。</p>
第21条（営業秘密侵害行為者への行政処罰） <p>事業者が、本法第9条の定めに違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、10万元以上<u>50</u>万元以下の過料に課す。情状が重大である場合、50万元以上<u>300</u>万元以下の過料を課す。</p>	第21条（営業秘密侵害行為者への行政処罰） <p>事業者<u>並びに</u>その他の自然人、法人及び非法人組織が、本法第9条の定めに違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、<u>違法所得を没収し</u>、10万元以上<u>100</u>万元以下の過料を課す。情状が重大である場合、50万元以上<u>500</u>万元以下の過料を課す。</p>
	第32条（立証責任の転換） <p><u>営業秘密侵害の民事審判手続において、営業秘密の権利者が初步的証拠を提出し、それが主張する営業秘密について、既に秘密保持措置を講じたことを証明し、且つ営業秘密が権利侵害されたことを合理的に表明した場合、被疑権利侵害者は、権利者が主張する営業秘密が本法に定める営業秘密ではないことを証明するものとする。</u></p> <p><u>営業秘密の権利者が、初步的証拠を提出し、営業秘密が権利侵害されたことを合理的に表明し、且つ以下の証拠の一を提供した場合、被疑権利侵害者は、営業秘密侵害行為が存在しないことを証明するものとする。</u></p> <p>(1) <u>被疑権利侵害者は営業秘密を取得するチャネル又は機会を有し、且つそれが使用する</u></p>

	<p><u>情報及び当該営業秘密は実質上同一であることを示す証拠。</u></p> <p><u>(2) 営業秘密が、既に被疑権利侵害者によつて開示、使用され、又は開示、使用されるリスクがあることを示す証拠。</u></p> <p><u>(3) 営業秘密が、被疑権利侵害者によって侵害されたことを示すその他の証拠。</u></p>
--	--

2 営業秘密侵害行為の範囲の拡張

改正後の不正競争防止法 9 条 1 項 1 号には、電子的侵入が一つの侵害行為として新しく掲げられた。「電子的侵入」には、例えば、アクセス権限を有しない者が、サーバー又は情報システムに不正に侵入することが含まれると考えられる。今回の改正後、電子的侵入による営業秘密侵害行為を認定する際には、「その他の不当な手段」という抽象的文言ではなく、「電子的侵入」という具体的文言を直接適用することができるようになった。また、「秘密保持義務、又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反するよう他人を教唆、誘導、幫助し、権利者の営業秘密を取得し、開示し、使用し、又は他人に使用を許諾すること。」という内容が同条 1 項 4 号として追加された。なお、同条 4 項には、営業秘密の対象につき、「技術情報及び経営情報」から、「技術情報、経営情報等の商業情報」に変更され、範囲が拡大された。これは、社会及び経済の発展に伴い、将来の司法実務において、「技術情報」でもなく「ビジネス情報」でもない商業情報が出現していくことに備えたものである。

3 営業秘密侵害行為者の範囲の拡大

改正後の不正競争防止法 9 条 1 項 3 号は、改正前の「約定に違反」という文言を、「秘密保持義務に違反」という文言に変更した。これは、契約中の守秘義務条項に違反する行為だけでなく、法定の守秘義務に違反する行為も、営業秘密侵害行為に含まれることを明確化したものである。

また、「事業者以外のその他の自然人、法人、及び非法人組織が前項に掲げた違法行為を実施した場合、営業秘密を侵害したとみなされる。」という内容を同法 9 条 2 項として追加し、営業秘密侵害行為の責任者の範囲を拡大した。司法実務において、法院により、事業者以外のその他の自然人、法人及び非法人組織も営業秘密侵害行為の主体として認められてきたが、今回の法改正により明文規定が追加されたため、とくに行政法執行及び行政処罰の際ににおける営業秘密侵害行為者の認定がより容易になったといえる。

4 惲罰的賠償の導入

改正後の不正競争防止法 17 条 3 項として、「事業者が悪意をもって営業秘密を侵害する行為を実施し、情状が重大である場合、上述した方法に基づいて定めた金額の 1 倍以上 5

倍以下にて賠償額を確定することができる。」という内容が追加され、営業秘密侵害行為に懲罰的賠償を課すことができるようになった。この改正により、営業秘密侵害行為者に対して懲罰的賠償を課すことができるようになったことは、重大な意味がある。これにより、従来よりも一層、信用喪失のコストが増大し、権利者の保護が図られ、ひいては中国のビジネス環境の改善が見込まれる。また、権利者が被った損失及び侵害者が得た利益を確定しがたいときは、法院が、侵害行為の状況に基づき、「300万」人民元以下の賠償を与えるものとされていたが、改正法により、上記の「300万」が「500万」に変更された。

5 行政処罰の対象者の拡大及び厳罰化

改正後の不正競争防止法 21 条は、行政処罰の対象者につき、「事業者」から「事業者並びにその他の自然人、法人及び非法人組織」に変更し、大幅に拡大した。また、違法所得の没収を追加するとともに、過料の上限額につき、「50万」から「100万」に（情状が重大である場合は「300万」から「500万」に）大幅に引き上げた。

6 証明責任の帰属の明確化

改正後の不正競争防止法 32 条は、新たに追加された条文である。同条は、営業秘密侵害の民事訴訟における証明責任の帰属について明確化し、営業秘密の権利者が初歩的証拠を提出し、それが主張する営業秘密について、既に秘密保持措置を講じたことを証明し、且つ営業秘密が権利侵害されたことを合理的に表明した場合、被疑権利侵害者は、権利者が主張する営業秘密が本法に定める営業秘密ではないことを証明しなければならないものとした。また、営業秘密の権利者が、初歩的証拠を提出し、営業秘密が権利侵害されたことを合理的に表明し、且つ以下の証拠のいずれかを提供した場合、被疑権利侵害者は、営業秘密侵害行為が存在しないことを証明しなければならないものとした（32 条）。

- ・被疑権利侵害者は営業秘密を取得するチャネル又は機会を有し、且つそれが使用する情報及び当該営業秘密は実質上同一であることを示す証拠。
- ・営業秘密が、既に被疑権利侵害者によって開示、使用され、又は開示、使用されるリスクがあることを示す証拠。
- ・営業秘密が、被疑権利侵害者によって侵害されたことを示すその他の証拠。

上記の改正により、一定の要件の下で、被疑権利侵害者に一部の証明責任が課されることとなった。これにより、営業秘密権利者の合法的権益をより強く保護することが期待される。

IV おわりに

前述したとおり、今回の商標法の第四次改正は、①悪意のある商標登録出願行為に対する規制、及び②商標専用権侵害行為者の責任の厳格化を主な内容とするものである。また、今

回の不正競争防止法の第二次改正は、営業秘密の保護強化のため、①営業秘密侵害行為の範囲の拡張、②営業秘密侵害行為者の範囲の拡大、③懲罰的賠償の導入、④行政処罰の対象者の拡大及び厳罰化、⑤証明責任の帰属の明確化を主な内容とするものである。中国の知的財産権侵害問題が米国のトランプ大統領から批判されていることも、これらの法律が今回改正されたことの大きな要因であると思われる。

多くの日本企業・日系企業が、悪意のある商標出願行為、商標専用権侵害行為及び営業秘密侵害行為の被害に遭ってきたことに鑑みると、今回の商標法の第四次改正及び不正競争防止法の第二次改正は、望ましい改正であると評価できる。

もちろん、法律が改正されても、今後の実際の運用状況を注視していく必要はある。例えば、「悪意のある商標登録出願行為」にいう「悪意」をどのように判断するのかは一つの大きな問題であり、「悪意」性の認定を厳しくしてしまうと、今回の商標法の第四次改正の趣旨は生かされないおそれがある。この点に関し、「悪意」の商標専用権侵害行為に対する懲罰的賠償制度は、改正前から存在するが、「悪意」の認定方法についてはまだ議論が続いているところであり¹⁴、現在まで、懲罰的賠償が実際に認定された事例は少ないのが現状である¹⁵。今後、実施細則や司法解釈が公布され、商標法及び不正競争防止法に含まれる曖昧な文言について、判断基準が明確化されることが望まれる。

※ 初出：『特許ニュース No.14977』（経済産業調査会、2019年、原題は「中国知財の最新動向 第14回 中国の商標法及び不正競争防止法の2019年改正」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁴ 2019年4月24日、北京市高級人民法院は、「商標の権利付与・権利確定の行政事件審理指南」を公布した。その7.1条によると、①商標出願人に真に使用する意図が明らかに欠けており、且つ②次に掲げる状況のいずれかがある場合、商標法4条の定めに違反していると認定することができるとしている。

(1) 異なる主体が有する一定の知名度があり又は比較的顕著な特徴がある商標と同一又は類似の商標を出願登録し、且つ状況が重大である場合。

(2) 同一の主体が有する一定の知名度があり又は比較的顕著な特徴がある商標と同一又は類似の商標を出願登録し、且つ状況が重大である場合。

(3) 他人の商標以外のその他の商業標識と同一又は類似の商標を出願登録し、且つ状況が重大である場合。

(4) 一定の知名度を有する地名、観光スポット名、建築物名等と同一又は類似の商標を出願登録し、且つ状況が重大である場合。

(5) 大量に登録商標を出願し、且つ正当な理由を欠いている場合。

¹⁵ 商標権侵害者に対し懲罰的賠償が認定された事例については、下記リンク先を参照。

http://www.sohu.com/a/232583851_221481